

## 農地法許可申請書添付書類(3条・18条)

書 類	3 条	18 条	備 考	交 付
許可申請書及び別添書類	○	○		杵築法務局
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	○	○	申請地土地1筆ごと ※発行後3か月以内・オンライン取得のものは不可	杵築法務局
個人住民票	○		譲受人…住民票謄本(世帯全員) 譲渡人…住民票抄本(本人分) ※町外または、土地の全部事項証明書と相違のある場合	市町村役場
組合員名簿または、株主 名簿の写し (農地所有適格法人の場合)	○	○	左記に加え、農地所有適格法人に係る要件適格届出書	
農地等の買受適格証明 願、競売事件の公告の 写し (競売または公売の場合)	○	○		
字図	○		申請地・隣接地に所有者・地目・地積(申請地は赤枠で囲む)を 記入する。 ※字境の場合は対面地の図面も必要 ※発行後3か月以内・オンライン取得のものは不可	杵築法務局
見取図	○		現地調査に必要な見取図(住宅地図等) ※申請地は赤で示す	
営農計画書	○		取得しようとする農地の利用 及び事業計画書(5ヶ年分)	
契約書の写し	○		売買・使用貸借・賃貸等の契約書(案でも可)	
		○	使用貸借・賃貸等の契約書	
合意解約を証する書面		○		
印鑑(認印)	○	○	訂正等が必要な場合のために申請書上部欄外・氏名横に捺印	
委任状 (行政書士の場合)	○	○	行政書士が代理申請する際には、平成15年2月14日付け日本行政 書士会連合会会長・農林建設部長による「農地法許可申請書にお ける委任状・確認書について」に基づき、委任状を添付してくだ さい	
許可書送付用の封筒	○	○	住所・宛名の記入の上、切手を貼付したもの 農業委員会事務局に受け取りに来られる場合は封筒が不要です が、譲渡人及び譲受人の本人以外の方が受け取る場合は委任状が 必要となります	
その他書類	○	○	上記以外に別途追加資料の提出を求める場合があります	
定款・寄付行為の写し 法人の登記事項証明書	○		法人の場合…定款もしくは寄付行為の写し(原本証明付き)、ま たは法人の登記事項証明書(発行後3か月以内・オンライン取得 のものは不可)	

3条… 農地・採草放牧地の権利移動(所有権の移転、地上権、永小作権、質権、  
使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする  
権利の設定若しくは移転)

18条… 農地・採草放牧地の賃貸借の解約等  
(3条は、18条により解約を行わない場合は自動更新となります)

- ※ 農地所有適格法人の場合は別途による
- ※ 申請者が連署すること。(印字の場合は、身分証明の提示)ただし、競売又は公売の場合は  
買受人が単独で可
- ※ 当事者が農業者年金を受給している場合や贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている場合  
は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

◎ 毎月20日正午が当月の申請締め切です。  
(※20日が休日の場合はその前日等)